資料　　沖縄県の中国帰国者概況（中国帰国者年度別状況）

区分／年度	中国帰国者						一時帰国者（現時点では在中国）	
	永住帰国		一時帰国後永住帰国		合計			
	孤児	一般	孤児	一般	孤児	一般	孤児	一般
	人	人	人	人	人	人	人	人
昭47		1（3）				1（3）		
48								
49		1（1）				1（1）		
50		1（6）				1（6）		
51	2(15)				2(15)			
52								3
53		4(14)				4(14)		1
54				2（9）		2（9）		
55	1（7）		1（6）	3(13)	2(13)	3(13)		1
56	1（4）		1（6）	2(12)	2(10)	2(12)	1	1
57	1（6）		1（3）		2（9）			
58								
59								
60	1（4）				1（4）			
61			1（4）		1（4）		1	
62								
63			1（6）		1（6）			
平元								
2			1（7）		1（7）			
3				2（6）		2（6）		
合計	6(36)	7(24)	6(32)	9(40)	12(68)	16(64)	2	6

注：（　）内は、帰国時の本人を含む家族数である。

（6）戦没者の叙位叙勲

旧軍人軍属等の叙勲事務の概要

戦前は国家に勲功、勲労あるものを褒賞するために栄典制度が確立されてきたが戦後においては、新憲法の施行と共に栄典制度も再検討を余儀なくされた。その後、栄典制度に対する国民の期待等を考慮し、一時停止された生存者に対する叙勲が昭和３８年7月１２日１２日閣議で決定され再開されることになった。

さらに昭和３９年１月７日閣議決定があり、これに基づき戦没軍人軍属等に対する叙位叙勲が行われることになった。又、旧軍人軍属の定例末伝達勲章については昭和４５年１０月１６日の閣議口答了解に基づき、旧軍人軍属の未伝達位記については昭和４７年8月２２日の閣議口答了解に基づいて伝達することになった。

ア．戦没者の叙位叙勲について

戦没者の叙位叙勲については、大東亜戦争軍人・軍属死没者賞賜内規により昭和１７年9月２６日から施行されたのであるが今時戦争において死没した軍人に対する叙位叙勲は昭和２２年４月連合軍総司令部の意向によって打ち切られていた。昭和３９年１月７日の閣議決定に基づき同年４月より事務が開始されたが、沖縄県に本籍を有する者の叙勲に関しては米国民政府の承認を得る必要があり、その折衝のため、本土各県より約１年遅れて昭和４０年２月より事務が開始された。

この事務は当初、厚生省は５ヶ年で処理する計画であったが各都道府県の要請もあり１ヶ年延長され、更に沖縄及び大都市地区の東京、大阪等は更に１ヶ年延長、その後、事務は概了したが関係者からの申し出があった場合に限って引き続き今日まで進達事務が続いている。

本県においては昭和４０年３月に２３４名に対して発令があり、同年６月１４日行政主席室において松岡主席より関係者に伝達された。以来、月１回の発令がなされてきたが、当時は事務開始が各都道府県より１ヶ年も遅れ、かつ、戸籍簿、その他の資料が戦災により焼失し、新戸籍編成時の地番の錯誤、遺漏、地番の訂正等により遺族の捜索が難渋したことや、また、軍人軍属以外に、戦闘参加者約４４，０００名が今次戦没者叙勲の対象者として増加したこと等、対象者数が約９５，０００名余にのぼり全体的な事務の進捗は本土各県に比して大幅に遅れた。

昭和４４年６月には軍人軍属以外の者の資格審査基準が定められ、その中で沖縄地域における戦闘参加者の審査基準が示された。更に昭和４５年３月には厚生省援護局業務第二課の池田課長補佐を技術援助指導に派遣し、琉球政府援護課職員と各市町村役所の援護業務担当職員の指導にあたらせた。以後、遂次処理され、平成７年度３月末の発令件数は９０，０５８件となっている。

イ．定例末伝達勲記勲章について

旧軍人軍属に対する定例末伝達勲記勲章の伝達については昭和１５年５月から昭和２１年４月までの間に、旧叙勲内則による定例叙勲の行われた旧軍人軍属に対しては、支那事変の行賞の事務が終了するまでということで勲記にかえて、仮記が援与されていた。昭和３８年７月１２日付、閣議決定「生存者叙勲の開始について」により、これらの旧軍人軍属に対して叙勲の発令が行われた者に勲記、勲章の伝達事務が開始された。

本県においては平成７年３月末で１，０７３人に伝達されている。

ウ．定期末伝達位記について

位指令及び文武官叙位進階内則に基づく定期叙位のうち、昭和１９年１月以降叙位の発令は行われていたが、戦時中の特殊事情から位記が未伝達であった旧軍人軍属に対しての伝達事務が昭和４７年８月２２日閣議口答了解に基づき昭和４７年度から開始された。

本県においては昭和４９年より伝達事務が始まっており、平成７年３月末日までの伝達件数は５４４件となっている。

資料　戦没者叙位叙勲、定例未伝達勲章、未伝達位記 発令状況

（各年とも３月末日現在）

年	戦没者叙位叙勲	定例未伝達勲章	未伝達位記
	件	件	件
昭和４１年	3,315		
４２	7,956		
４３	16,466		
４４	22,655		
４５	35,421		
４６	57,651		
４７	72,645		
４８	81,120	7	
４９	83,880	11	0
５０	86,318	497	173
５１	87,081	772	228
５２	87,720	890	300
５３	88,407	921	379
５４	88,760	942	417
５５	89,078	1,054	521
５６	89,944	1,062	533
５７	90,005	1,062	533
５８	90,063	1,064	538
５９	90,063	1,068	541
６０	90,147	1,070	542
６１	90,147	1,070	543
６２	89,590	1,073	544
６３	89,813	1,073	544
平成 元 年	89,813	1,073	544
2	90,052	1,073	544
3	90,052	1,073	544
4	90,057	1,073	544
5	90,057	1,073	544
6	90,058	1,073	544

2　遺骨収集と慰霊碑

(1) 戦没者遺骨収集

ア. 沖縄戦における戦没者数の推計

わが県は太平洋戦争において、国内で唯一一般住民をも巻き込んだ悲惨な戦場となり、多くの尊い生命を失った。

沖縄戦の特徴は、日米両軍の兵士の戦没者数に加え、非戦闘員である相当数の住民が戦死したことである。

沖縄戦における戦没者数を掌握することはいろいろと困難で実数をだすことは不可能に近い。そのため昭和３２年頃に当時の琉球政府では次のとおり推計されている。推計の根拠は、軍人・軍属については沖縄護国神社への合祀者数、一般県民については沖縄戦突入前の昭和１９年と沖縄戦終結後の昭和２０年の人口比で疎開者推計数などを勘案して算出されている。

資料　　沖縄戦戦没者の推計状況

事　　項	戦 没 者 数	備　　考
全戦没者数	２００，６５６	
１．沖縄県出身軍人軍属	２８，２２８	厚生省から送付された戦没者名簿に掲載された数及び未帰還者調査票により死亡広報発令者数
２．他都道府県出身兵	６５，９０８	沖縄県護国神社合祀者数
３．一般県民（推計）	９４，０００	昭和１９年の人口と昭和２１年の人口を勘案して、一般県民約94,000人と推計した数
小計（１～３）	１８８，１３６	日本人全戦没者数
米　　軍	１２，５２０	米軍政府資料

イ．遺骨収集の状況

我が県は第二次世界大戦における地上戦終焉の地で全島が戦場となり、軍人、軍属だけでなく、老幼婦女子をとわず、一般県民をも巻き込んだ熾烈な戦闘が展開され、多くの尊い生命が失われた。

その数は、日米合わせて２０万余と推定されている。

戦争が終わると沖縄の山野にはいたるところに、これらの戦没者の遺骨が残された。

激戦の中を生き残った県民は避難地や島内各地の疎開地からそれぞれの居住地に帰り、まず手始めになされたのは戦没者の遺骨収集作業であった。衣食住にもこと欠き、日々の生活さえどうすればいいのか思案に暮れる中を、県民はひたすらに戦没者に対する敬虔の一念であった。

このように、戦没者の遺骨収集は、終戦後すぐに住民によって、各地域で始められ、各字、市町村などで組織的になされた。

そして収骨された遺骨は薪をたいて火葬に付し、また白骨のままで各地域で納骨所を急造し、納骨所へ納骨してみ霊を弔っている。

昭和３０年には、これらの納骨所が１８８基建立されている。この内の７１基が旧三和村である。

なお、終戦直後の遺骨収集の状況について、沖縄県遺族連合会発行の「還らぬ人々」に旧真和志村民の活動状況が次のように記述されている。

「戦争のため県内各地へ疎開避難していた旧真和志村民は、昭和２１年１月２３日、米軍の指示により糸満市米須の米軍使用跡のテント幕舎に居住することになった。当時集結した村民は、４千３百余名（昭和１９年当時真和志村の人口は約１万８千名）であった。

同村々長に米軍糸満地区隊長から金城和信氏（元沖縄県遺族連合会会長）が任命された。

同村長は、当時道路脇、畑の中、溝の中、石垣の側、暗渠内、壊れた家屋の下、岩陰等周辺のいたる所に遺骨が散乱しているのをみて、見るに忍びず、早速米軍糸満地区隊長に対し、遺骨作業の許可を申し入れた。なかなか許可がおりず日参して心情を訴えつづけ、やっと許可がおりた。早速遺骨収集班を編成、ＣＰ引率のもとで５月末、再移動するまで毎日遺骨収集作業を続けた。（ＣＰとは当時の民警察官のこと）当時遺体はまだ日浅く、完全に白骨しておらず頭髪はほとんど元のままで中には皮膚の残った遺体もあった。

また、大人の遺体の側には小さな遺体が２、３体重なり合った母子と思われる痛

々しいものもあった。収集した遺体はカマス等で海岸沿いの広場に集められた。集められ山となった遺骨を安置するため納骨所の建立を急いだが周囲には資材らしいものは石以外に見つからないので、米軍地区に資材の提供をお願いし、セメントや古い寝台をもらって鉄筋代わりに寝台の鉄骨を伴い、石をかき集めて納骨所らしきものが出来上がった。これが「魂魄の塔」である。

遺骨収集作業を進めているうちに女子師範学校と第一高等女学校の生徒によって編成された従軍看護部隊の壕も発見し、壕内の遺体を集め壕の上部入口に納骨所を建て碑を建てた。これが現在の「ひめゆりの塔」である。

また、その頃摩文仁丘西側にある健児隊「鉄血勤皇隊師範隊」の壕も発見、壕入口、壕内外に折り重なった遺体を収集、入口に納骨所を設け納骨した。その後壕の上部入口広場に師範学校同窓会によって「沖縄師範健児之塔」が建立された。」

このような住民の自主的な遺骨収集作業も一応落ち着きをみせ、住民生活はこぞって復興へ向かってうごきだした。

昭和２７年講和条約の締結によって、日本政府は昭和２７年７月１日現地沖縄に総理府の出先機関として南方連絡事務局那覇日本政府南方連絡事務所が設置された。

南方連絡事務所の発足により、沖縄戦の遺骨収集についての実施方針がうちだされ、ようやく那覇日本政府南方連絡事務所としての具体的な取り組みがなされるようになった。

しかし、その実施にあたっては遂一日米両政府の外交関係を経て、すべて両政府の合意のもとで実施されるというもどかしい手順を踏んでいる。遺骨収集についての日米両政府の合意を得ると日本政府はただちに予算措置にうごいた。予算措置に先立ち、政府においては遺骨収集にあたっての方針がうちだされ、収骨された遺骨で身元が判明される本土出身者分は、本土へ送還し、島内出身者分は各々遺族へ伝達する。また、氏名不明分は新たに建立する総合納骨堂又は、最寄りの納骨所に納骨することとした。当時の本土への還送状況や、身元判明の経緯等をみると本土出身者の身元判明の遺骨の還送は、昭和２８年７月から昭和３２年頃までが最も頻繁に還送されている。

遺骨の送還は、那覇日本政府南方連絡事務所が沖縄と本土の定期航路船に託して、南方連絡事務局あてに還送され引揚援護局を通して遺族に引渡された。遺骨の輸送に当たる定期船も大変好意的で積極的な協力がなされた。その主な船は白山丸、黒潮丸、白竜丸、千歳丸などである。遺骨の身元が判明されるケースは沖縄戦においては、極めて例外中のものである。沖縄戦においては陸海空からの無差別の爆撃攻撃による被災で、軍人、軍属、一般住民の入りみだれての死者の散乱で後方支援もなく放置されたまま腐しょくし白骨化しているため身元特定はできない状況にある。

ここに還送される身元判明された遺骨の経緯をみると、認識票により確認されたもの、戦死場所に墓標がたてられていたもの、戦時中戦友が埋め、生き残り戦友が復員後現地を訪れ堀り当てたもの、戦死者を地域住民が葬り記名入りの衣服から住民の記憶により判明したもの、生還した戦友が戦没者を葬り帰還する際に地域住民にこれを伝え、渡航できるようになったら必ず発掘に来ると伝えて自分の名を告げ、戦後、発掘しその戦友に問い合わせ判明したものなどがある。特異なものとしては戦闘移動中銃弾を受け、重傷を負い歩行困難になったため、学徒看護隊に看護を託されたが、ついに死亡したため壕近くで埋葬したが、看護に当たった学徒隊が戦死者負傷当時に氏名と出身地を聞いていたため、戦後になってＮＨＫを通して遺族さがしを放映したところ遺族が名のりでて出征時の写真が送られ確認したところ間違いないとして埋葬場所を掘り起こし、遺族に届けられたことなどがある。

また、遺骨と記名入りの遺留品が同じところで埋まっていたことから判明されたものも多くある。遺留品は、印鑑、飯釜、水筒、万年筆、軍隊手帳、名札等である。最も多くの遺骨が返還されたのは、昭和２９年の宮古守備隊の納見敏郎中将以下の１４７８柱と思われる。同守備隊の死亡は、主に栄養失調、マラリアによるものであるため、死亡後墓標により確認されたためである。

昭和３０年から日本政府においては、沖縄戦における遺骨収集に対する予算措置が検討されるようになり南方連絡事務局が厚生省と協議し、一応本年度の予備支出による予算措置を大蔵省と折衝した。しかし現年度の支出は困難となったものの次年度の本予算に計上される見通しが強くなった。

そのため日本政府として、沖縄戦において死亡した軍人、軍属等の遺骨収集にあたって、米民政府並びに琉球政府の了解を得ておくよう南方連絡事務所に指示されている。

昭和３１年に初めて　4，０３６４千円（日円）が遺骨収集等委託費として日本政府から琉球政府へ交付された。

これを受けて琉球政府においては、これまで地域住民や宗教団体等にだけ頼っていた遺骨収集事業が要員を雇っての収集団として始められた。

この委託による遺骨収集の実績が昭和３１年から昭和４６年まで３０，３９０柱となっている。

以降、この委託費をもって地表部分における収集については現在に至り沖縄県が所轄することになっている。

昭和３７年１１月総理府総務長官徳安実蔵氏が来島され、戦没者の遺骨収集に強い関心をもたれ、同長官の指示のもとにこれまでとり残され、懸案となっている埋没壕の発掘事業の計画が指示された。南方連絡事務所と琉球政府がタイアップして

埋没壕の事前調査を実施することとなり、当時の琉球政府建設運輸局土木課の技術員を動員して、南風原陸軍病院壕、新垣の壕、八重瀬岳病院壕、白梅の塔南方壕、幸地の壕など主要壕の調査測量を行い予算要求のための所要経費の算出に当たった。

これをもって、昭和３８年度予算に計上し発掘計画をした。

しかし、日米間とくに現地ユースカーの資金受け入れに難題が生じ、合意するに至らずせっかくの計画がやむを得ず実施できなくなった。

沖縄戦による戦没者遺骨の収集は前述のように地元住民の手で始められ、いち早く周辺地域の地表部分に露出したものについては収集された。昭和３１年からは政府から当時の琉球政府が委託費を受けて収集が行われている。

政府においては沖縄・硫黄島や海外の旧諸戦域に残されたままになっている戦没者の遺骨については遺族はもとより国民感情として放置しておくことができない大きな問題であった。そこで対日平和条約の批准が行われた昭和２７年の第１３回国会において問題が取上げられ、同年6月１６日「海外地域に残存する戦没者遺骨の収集及び送還等に関する決議」が衆議院において採択された。これより先政府は米国政府の承認を得て、同年３月１５日から４月１９日までの間遺骨調査団を派遣し、その予備調査に当った。

この調査をもとに同年１０月２３日「米国管理地域における戦没者の遺骨送還、慰霊に関する件」が閣議了解された。その後から具体的な遺骨収集に関する日米間の外交文書が交され、昭和３１年８月に米国民政府から正式に遺骨収集実施についての許可を得た。それにより昭和３１年度以降総理府は琉球政府に委託して残存遺骨の収集を行っている。

昭和４７年５月１５日沖縄の返還に伴って戦没者遺骨収集は総理府から厚生省に移管された。

厚生省においては、未収集とされている埋没地下壕等の機械力を要する部分についての発掘作業を実施する方針をたて、昭和４７年１２月１１日～２０日に埋没壕等調査団を派遣し、調査を実施した。調査団は、団長　阿部新一郎援護局第二課長補佐、団員　小林三郎同局調査課叙位叙勲調査室班長、防衛庁２名、国鉄職員（トンネル技術者）１名が来県した。その結果、２７ヶ所の埋没壕があることを掌握し３ヶ年計画で発掘作業を実施する計画で、昭和４８年度から事業実施をはじめた。

当時、埋没壕調査結果が２７ヶ所とされたのは、調査対象が主に構築された陣地や病院壕にしぼられたためと思われる。そして、２７ヶ所を３年計画で完了すると考えていた。

しかし、作業実施をしていくにつれ次々と地表からは見えない埋没壕の情報が地域住民や生存者から寄せられ、また、発掘事業の対象が仮埋葬地にも拡げられたた